「学びのキャンパス推進事業における行動計画」の策定について

１ 策定までの経緯

(1) 構想決定	・・・	R3.11.01 経営戦略会議	／	R3.12.23 教育委員会議
(2) 構想報告	・・・	R4.01.12 文教厚生委員会	／	R4.01.17 議会全員協議会
(3) 計画素案策定	・・・	R4.08.03 社会教育委員会議	／	R4.08.26 教育委員会議
(4) 中間報告	・・・	R4.08.18 文教厚生委員会	／	R4.08.19 議会全員協議会
(5) 計画案策定	・・・	R4.11.24 教育委員会議	／	R4.11.28 経営戦略会議
(6) パブリックコメント	・・・	R5.01.26 教育委員会議		※詳細は「項番２」のとおり
(7) 諮問会議	・・・			※詳細は「項番３」のとおり
(8) 議案提出	・・・	R5.03.23 教育委員会議		※新年度に市議会報告

２ パブリックコメント

(1) 実施期間　　令和４年１２月１４日（水）から令和５年１月２０日（金）まで

(2) 意見提出者数　３４件／３１人

①年代別　（単位：人）

年代	人数
20代	２
30代	１
40代	１
50代	９
60代	７
70代	１０
80代以上	０
不明	１
合計	３１

②地域別　（単位：人）

地域	人数
西条	５
八本松	２
志和	１
高屋	４
黒瀬	０
福富	０
豊栄	２
河内	１３
安芸津	３
不明	１
合計	３１

(3) 意見等への対応

① 意見を計画に反映するもの　**１３件**

② この度の見直しの対象とはならないが、その他生涯学習施策全般に対する意見　**２１件**

【主な意見の内訳】

・スポーツ施設の特徴化、活用に関するもの　１５件

・各地域における学びを支える支援体制に関するもの　１０件

・芸術文化活動の促進に関するもの　３件

・中学生の部活動や小学生の放課後活動に関するもの　３件

３ 専門機関における諮問会議の開催

(1) 計画全般に関すること	・・・	R5.02.22	社会教育委員会議
(2) 図書館の特徴化などに関すること	・・・	R5.02.09	図書館協議会
(3) スポーツ施設の聖地化・特徴化などに関すること	・・・	R5.02.14	スポーツ推進審議会
(4) 芸術文化などに関すること	・・・	R5.02.22	美術館協議会
(5) 博物館の特徴化などに関すること	・・・	R5.03.08	文化財保護審議会
(6) 青少年の生涯学習などに関すること	・・・	R4.10.12	青少年問題協議会

※会議名について「東広島市」の名称略

学びのキャンパス推進事業における行動計画
【概要版】

※注意

教育委員会議説明用に加工したもの

概要版中の番号と枠囲いは説明用です。

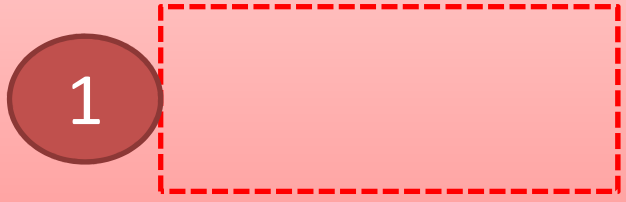

令和5年3月

東広島市教育委員会

1　概要

令和２年３月に策定した第五次東広島市総合計画においては、まちづくり大綱「人づくり」の施策の1つに、市民が主体となった学習活動が活発になるよう、『市全体が「学びのキャンパス」となる環境づくり』を掲げている。

この施策は、令和元年９月に策定した「東広島市生涯学習推進計画」の基本目標でもある。

この生涯学習の推進のための、**既存の公共施設などの資源を有効に活用した行動計画の策定等に取り組む**。

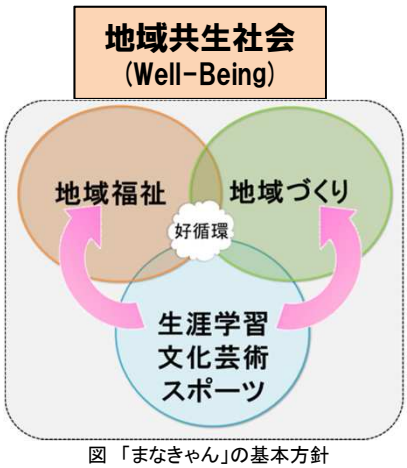

図 「まなきゃん」の基本方針

1

2　将来像（戦略目標）

「学びと実践の好循環」

3　実現のための行動目標の範囲

2

生涯学習の概念は、幅広い。

近年は、人生100 年時代やSociety5.0などの社会経済環境の変化を背景に、社会人が学び直しを行う「リカレント教育」や、職業の変化に対応するために新たなスキルを身に着ける「リスキリング」など、仕事を目的とした学びも増えている。

本行動計画は、このように広範囲に及ぶ生涯学習の中で、趣味や身近な教養、生きがいなど市民が豊かな人生を送るための学びを、主として行政が推進する生涯学習の分野に関わる施策を対象とし、仕事のためを主とするリカレント教育やリスキリング、また、職業訓練や民間の主催する学習と連携を図り、学びを推進する。

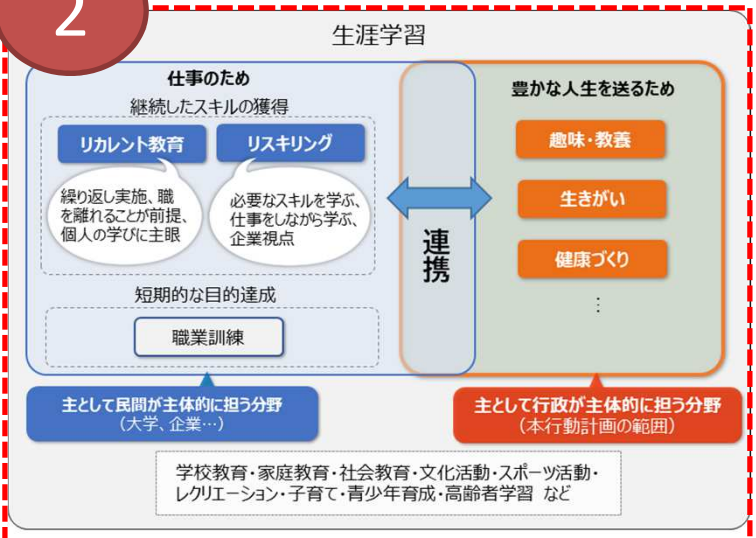

図　生涯学習の概念

4　学びのキャンパス推進事業（通称「まなきゃん」）の概要

3

区分	行動計画	具体的取り組み（パイロット事業を含む）
(1)環境づくり	施設の特徴化・聖地化	地区の特徴を踏まえた公共施設の利活用・整備 ホール施設、図書館・博物館、スポーツ施設等
(2)推進の場	地域センターに加え 学校を核とした学びの場	青少年による放課後の児童の活動
(3)支援戦略	弱点分野・戦略分野	講座運営における 弱点分野の対策と戦略分野の重点化
(4)専門体制	教育文化振興事業団 の体制強化	部門（学び・スポーツ・文化財・芸術・［国際化］）

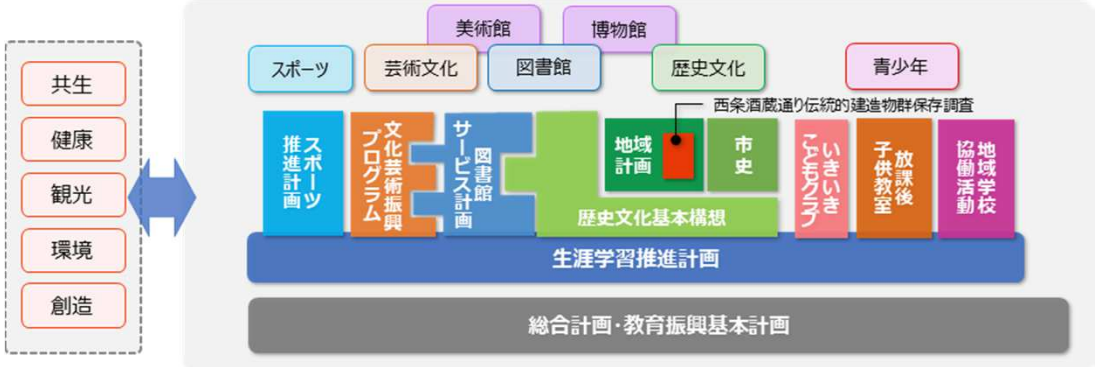

図 「まなきゃん」の関連図

5　戦略

（１）まなびの講座の戦略

7つの戦略

◎人権教育
◎地域づくり
◎地域共生
◎趣味・レクリエーション

など、これまで行ってきた各部局との連携による基本的な講座に加え戦略的講座分野を策定。

4

7つの戦略
様々な部局の連携

大学連携　人づくり　文化芸術　理系　イノベーション　主体的教育　健康　環境

基盤整備・福祉・子育て・環境・教育等

（２）まなびの世代戦略

強化すべき世代

人生100年時代		学びの主催者
高齢期（65歳）		健康福祉部門
壮年期		
（25歳）青年期	大学生	青少年の生涯学習
	高校生	
（15歳）少年期	中学生	
	小学生	
幼年期（5歳）	未就学児	子育て部門
（0歳）		

5

異年齢交流・生き力

小「やってみよう」　中「何をやるか考えよう」　高「人の役に立とう」

（３）まなびの地域戦略

特徴化

6

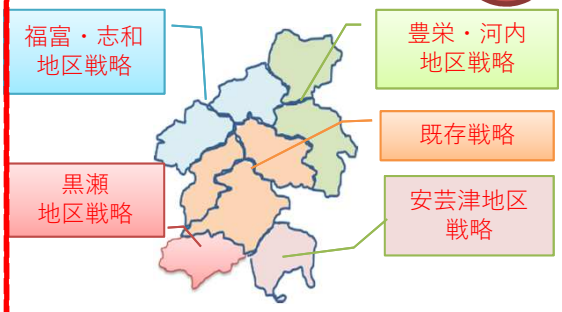

地域別アクションプログラム

生涯学習施設の特徴化
公共施設総合管理計画

① ホール
② 図書館
③ 博物館
④ スポーツ施設

※「特徴化の概要」参照

※「部活の地域移行にも対応」

7

教育文化振興事業団の体制強化(マネジメント力)

6　事業団強化

※「事業団強化の概要」参照

8

「学び・文化活動」「スポーツ活動」「造形芸術」「歴史・文化財」の各部門ごとの経営・マネジメント体制を強化するため、部門ごとに専門職員を配置し、各事業の実施や市民による活動の支援を行う。部門ごとの具体的な専門職員配置の考え方は右表のとおり。

また、生涯学習活動の振興は、これまで本市が企画・実行し、一部を東広島市教育文化振興事業団が指定管理や委託業務として実施しているが、今後は、本市の企画・戦略に基づき、同事業団が「学びの専門機関・実施機関」として、各施設の管理運営から生涯学習活動の振興までを総括的に実行することを目指す。

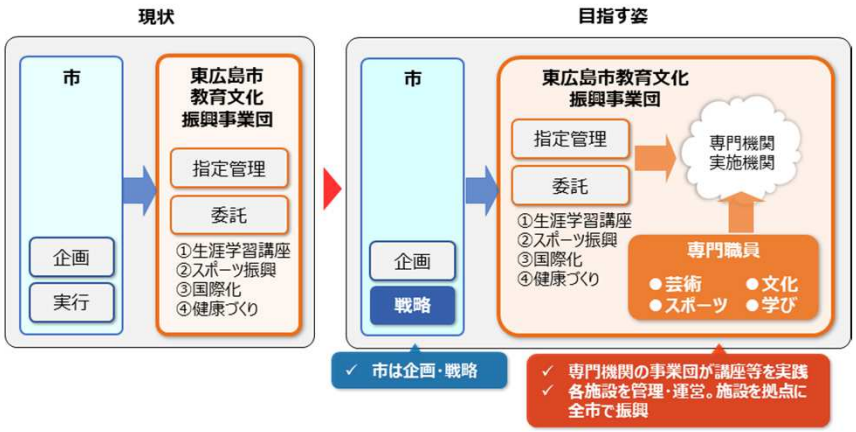

7　実施スケジュール

学びのキャンパス推進事業の実施スケジュールは右のとおり。

	令和4年度	事業着手 初年度	事業着手 2年目
学び スポーツ 文化財 芸術	アンケート調査 ヒアリング調査 ↓ 行動計画策定	施設特徴化着手	施設特徴化・支援戦略推進
		体制強化策定	体制強化
		学芸員先行採用	

9

特徴化の概要

① 劇場型ホール

ひと・まち・文化をむすび　芸術を育む　感動と共感の舞台

東広島市には、活動の発表拠点となる芸術ホールが、8つある。

このうち、公立ホールは5つ、大学のホールが3つとなっており、市民が自由に利用できる5つの公立ホールについて、その特徴化を図り、利活用を推進する。

利活用に際しては、全ての芸術活動の拠点となり、高度な芸術鑑賞から市民利用までを担う「東広島芸術文化ホール くらら」の拠点性の位置づけを再確認し、他の４ホールの位置づけを整理する。

なお、各地域の地域センターのホールは劇場型ホールではないため、個別の特徴化に関する記載はしないが、学びや地域活動の拠点として活用する。

10

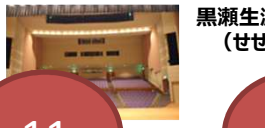

芸術ホール
その他の公立ホール
大学ホール

豊栄生涯学習センター
（アゼイリアホール）

東広島市市民文化センター
（アザレアホール）

東広島芸術文化ホール くらら

黒瀬生涯学習センター
（せせらぎホール）

安芸津生涯学習センター
（万葉ホール）

ふれる
そだてる
つくる
つなげる

11 12 13 14

	市民文化センター	黒瀬生涯学習センター	豊栄生涯学習センター	安芸津生涯学習センター
ふれる	• 和文化に触れる体験プログラム • 地域で活動するアーティストの公演	• 舞台芸術作品や地域で活動するアーティストの公演	• 地域の芸術文化活動を相互発表するイベント	• 地域の芸術文化活動を相互発表するイベント
そだてる	• 和文化に関する講演会やワークショップ	• 本格的なホール設備を活用したワークショップ	• ホール設備を活用したアーティスト等による音楽や演劇の育成プログラム	• 文化連盟の活動への支援
つくる	• ベヒシュタインを活用したピアノ体験や講座	• スタインウェイを活用したピアノ体験や講座 • 市民が出演者やスタッフとして参加するミュージカル作品の創作、上演	• 市民が出演者やスタッフとして参加するミュージカル作品の創作、上演	• 劇団活動や和歌、酒造りの表現など、地域に根付いた活動
つなげる	• 国際交流イベントや青少年を対象としたイベント	• DXを活用し、施設を基点に集会所などをつなぐオンライン講座	• 児童生徒の輪がつながるような地域イベント	• 文化活動を通じて地域の輪がつながるようなイベント
施設提供	• 商業イベントなどへのホール貸出	• 芸術イベントへのホール貸出	• 本格的なリハーサル等の準備活動へのホール貸出	• 地域の文化活動へのホール貸出

15

② 図書館

『つながり紡（つむ）ぎだす図書館へ』

役立つ図書館

つながる図書館

はぐくむ図書館

地域の図書館

◆図書館の特徴化

- 既存の図書館（固定館）は、地域住民にとって憩いの場となり利便性が高まる機能を整備する。
- 地域館としての基本的機能の整備に加え、各地区の地域館を特徴化する。
  特徴化に際しては、各地域の知的資源の特色や特性、地域文化を活かした地域情報の発信を重視することで、地域外からの交流も促進する。
- 予約資料受取ロッカーなどのICT機器を活用したサービスの提供を進める。
- 電子書籍のコンテンツの充実や図書館の電子化を促進する。DX図書館として学生が多い西条と高屋に紙と電子のハイブリッド型の情報ラウンジを設置する。

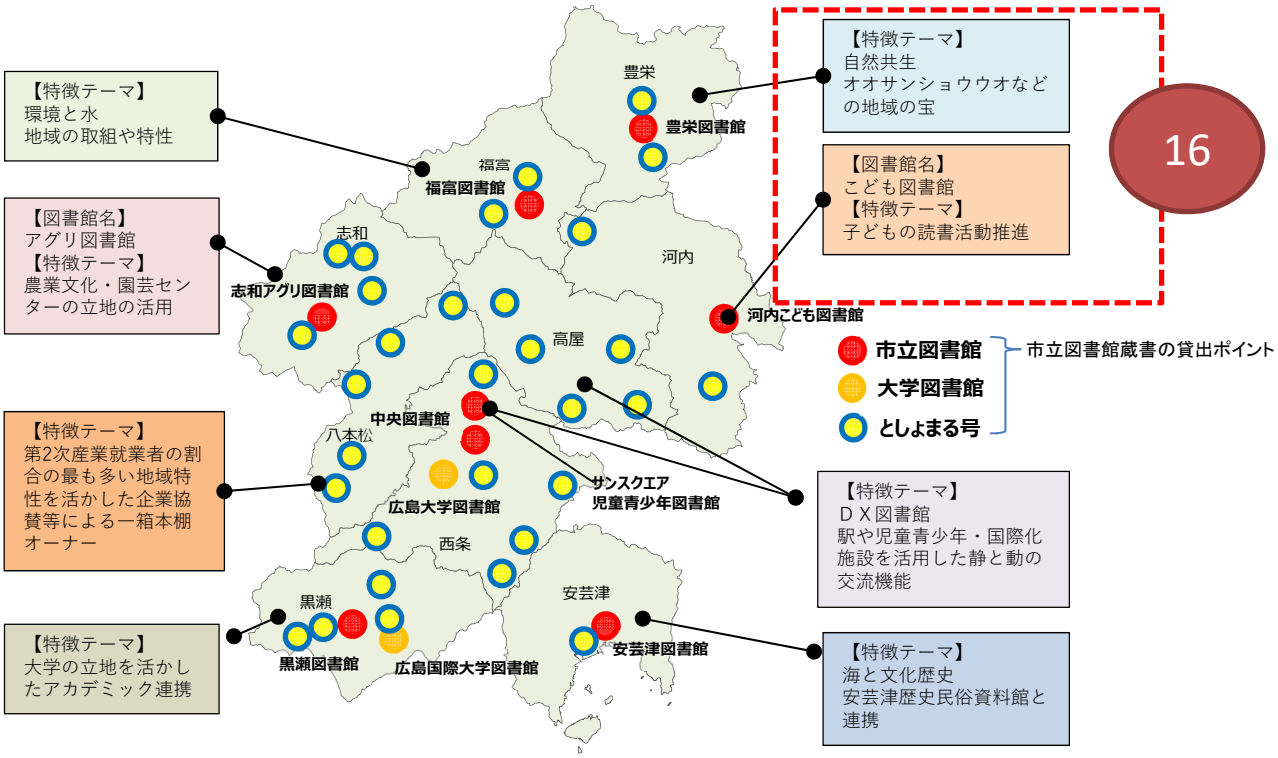

16

◆組織機構の強化

- 管理運営は指定管理方式とし、図書館の本分であるレファレンスサービスを充実させるため、下図の体制を整える。

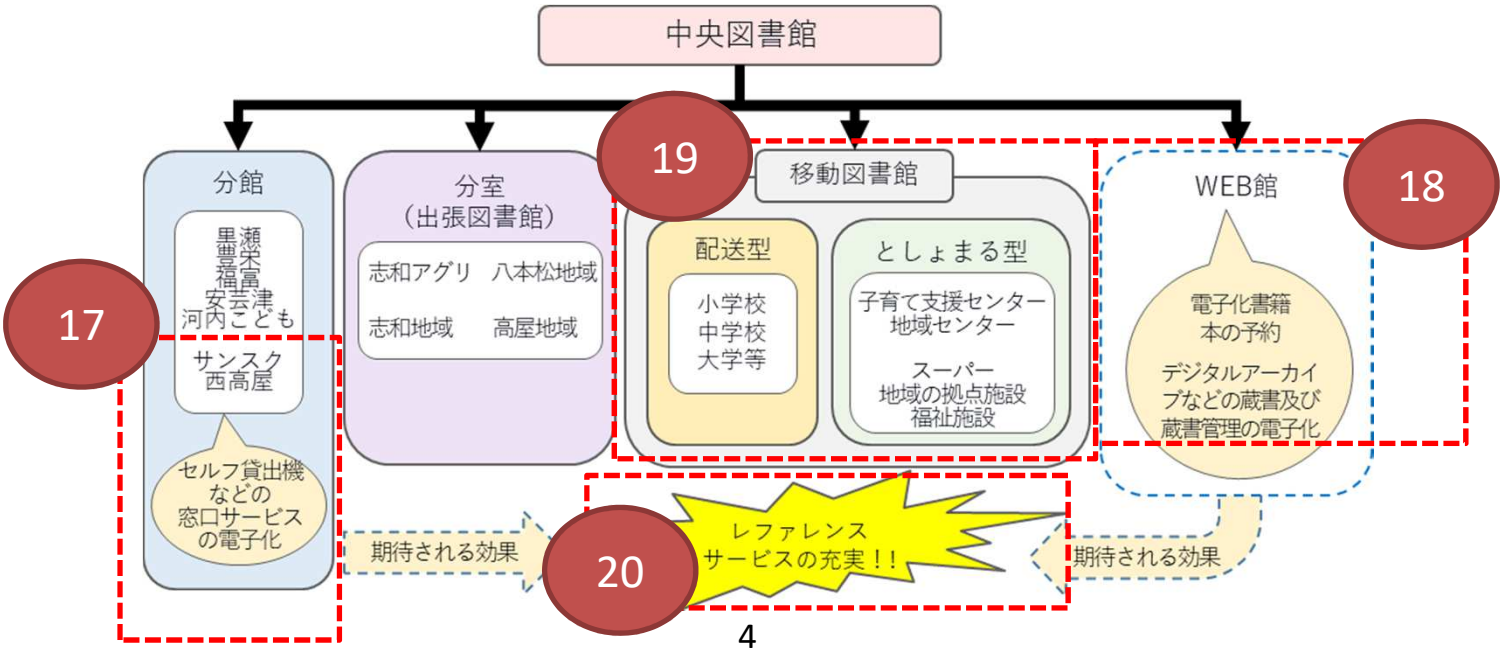

17 18 19 20

③ 博物館

◎美術館の4つの基本方針

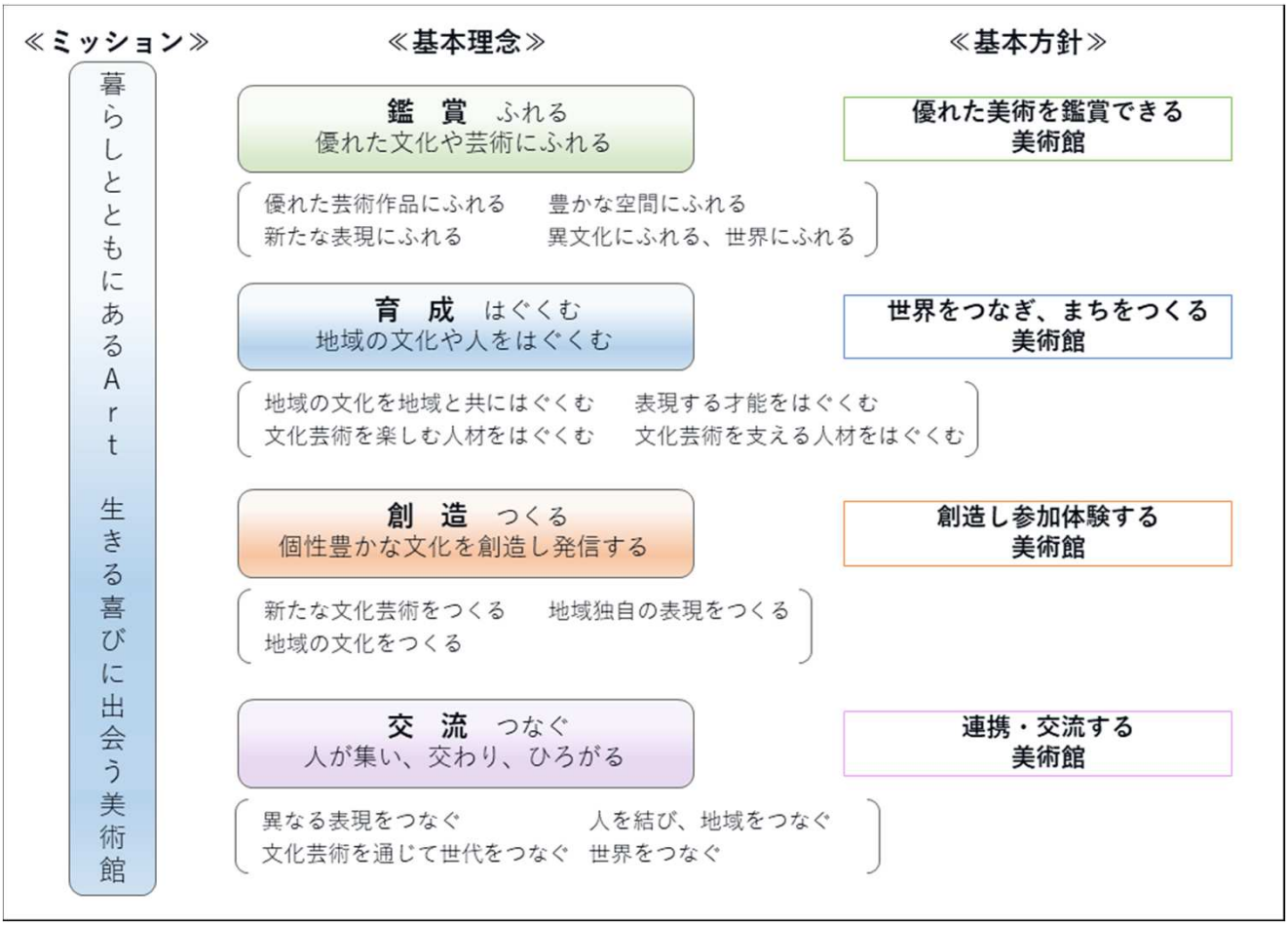

地区	図書館	特徴	拡充
西条	中央図書館	拠点図書館 オールマイティ	三ッ城公園と一体的な子育て機能 広島大学との連携
	サンスクエア児童青少年図書館	DX図書館 児童青少年・国際化施設と連携した交流機能	DXによる効率化・ラウンジ化 周辺機関との連携
八本松	出張型図書館 八本松複合施設 地域センター	施設ロビー等を活用した一箱本棚オーナー制度（企業寄附の書棚）	八本松地区の地域センターを連携した図書機能
志和	アグリ図書館（園芸センター）	農業文化、園芸センターの立地の活用	ルーラル電子図書館（農業専用図書）閲覧
高屋	ラウンジ型図書館（西高屋駅）	DX図書館 青少年ビジネスマンの利用 24時間型予約貸出	DXの活用・ラウンジ+多様な活動 近畿大学等との連携 高屋出張所災害時拠点
黒瀬	黒瀬図書館	大学の立地を活かしたアカデミック連携	ネット講座のパイロット事業
福富	福富図書館	環境と水 地域の取組や特性	新文化財センターと連携した展示・活動
豊栄	豊栄図書館	自然共生 オオサンショウウオなどの地域の宝	サテライト博物館と連携した展示・活動
河内	河内こども図書館	こども図書館	子どもの読書活動推進者育成
安芸津	安芸津図書館	海と文化歴史	安芸津歴史民俗資料館と連携した展示・活動

➢ ３つのゾーン内での連携を深めながら、全市的な交流へ拡大していくものである。

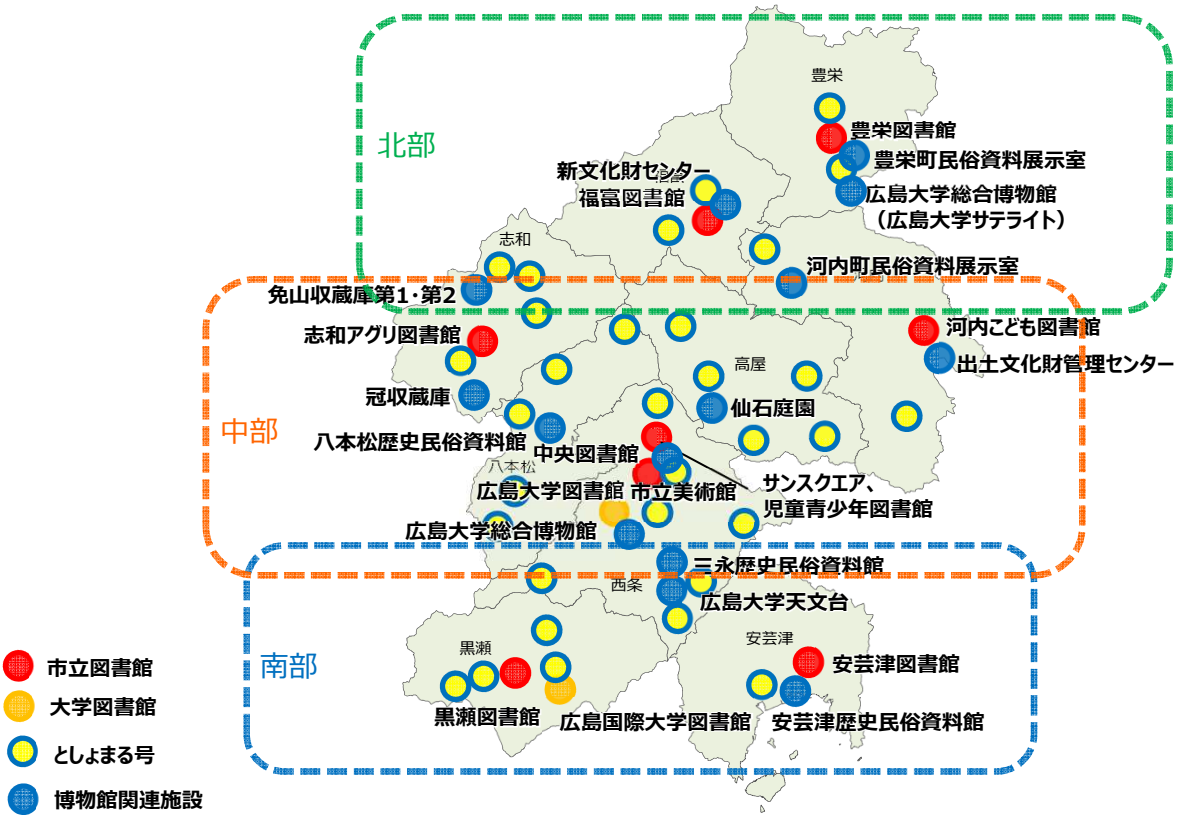

図　図書館と博物館の連携イメージ

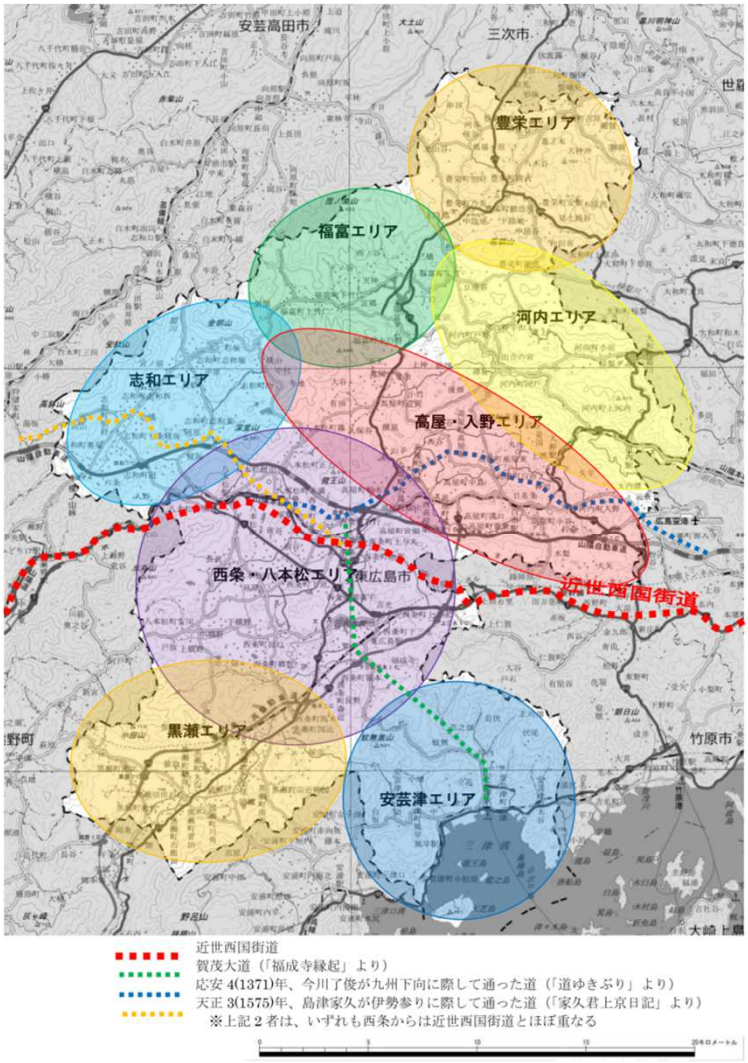

図　歴史文化保存活用区域の設定

◎郷土史(歴史民俗)の7つの基本特性

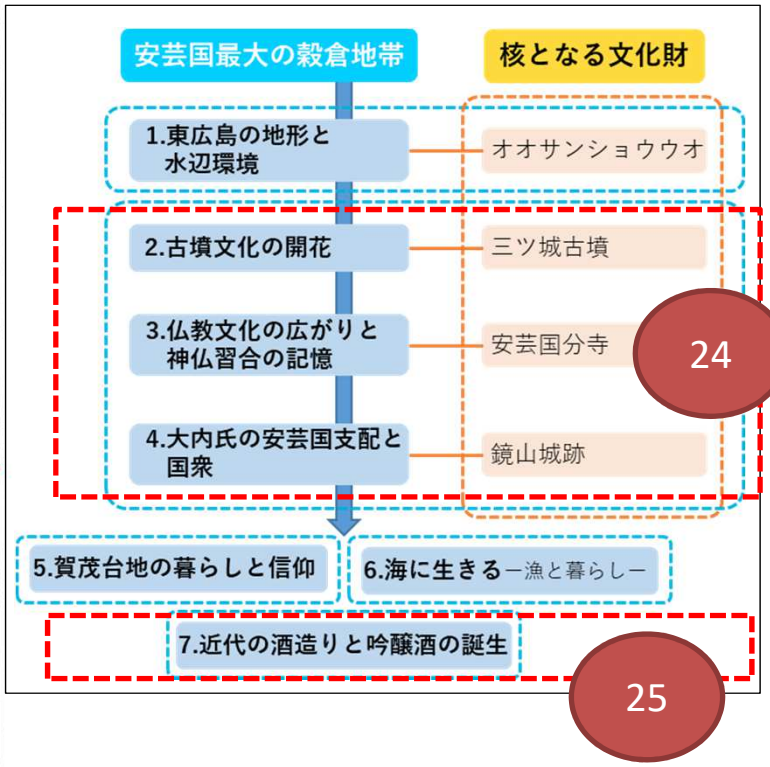

④ スポーツ施設

26

◎**基本理念**　スポーツで地域を創るまち東広島

◎取組の4つの方向性

27

方向性１　いつでもスポーツ
- ■スポーツ行事等の開催
- ■ライフスタイルに応じたスポーツの促進
- ■健康目標を踏まえたスポーツの促進

方向性２　どこでもスポーツ
- ■スポーツ施設等の維持・整備
- ■学校体育施設等の利用促進
- ■指導者等の育成・支援
- ■スポーツに関する情報の提供

方向性３　だれでもスポーツ
- ■幼児期から運動・スポーツの推進
- ■競技スポーツの振興
- ■高齢者の運動習慣づくり
- ■障害のある人のスポーツ促進
- ■ライフステージにあわせたスポーツの促進

方向性４　地域でスポーツ
- ■地域団体等への支援
- ■スポーツボランティア活動の推進
- ■スポーツによる交流の推進

◆地域のスポーツ振興

➢ 地域のスポーツ施設を特徴化・聖地化し、その活用を図るとともに、健康づくりの重点施策のウォーキングを中心に体力測定と健康指導を推進する。

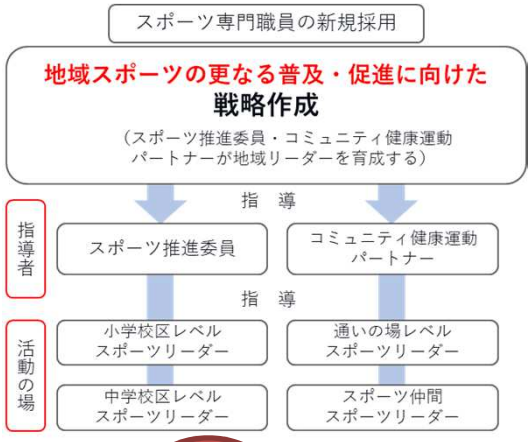

28

【健康づくりとスポーツ活動】

従前のスポーツ振興は、競技スポーツの振興が主であった。

現在は、競技スポーツに加え、健康体操やウォーキング、ニュースポーツなど健康の保持増進も含めた生涯スポーツもスポーツ振興の範囲となっている。また、健康づくりを進めるために、地域におけるスポーツの振興が不可欠であり、それによりスポーツの裾野を広げていくこととする。スポーツの裾野を広げるためにはスポーツに興味を持ってもらうことが必要で、スポーツの魅力づくりも大切である。健康づくりの戦略は、**「スポーツの魅力づくり」と「地域単位のスポーツの普及促進」の両面から取り組むこととする。**

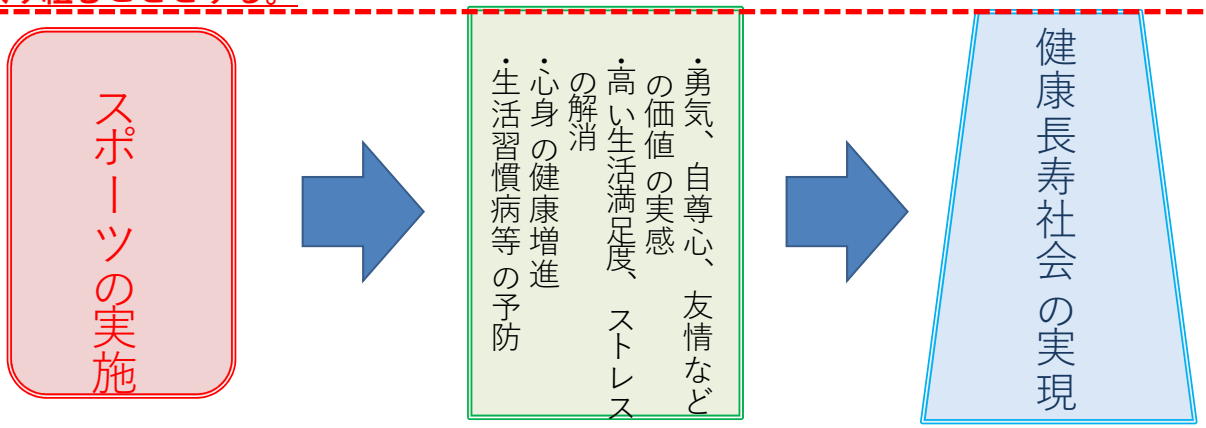

【施設の特徴化・聖地化とウォーキングやニュースポーツの推進】

生涯スポーツ振興のため、◎施設の特徴化・聖地化　◎重点的健康づくり(ウォーキングやニュースポーツ)

ウォーキングによる健康づくり

“歩いて楽しいまち”、名所史跡巡りや大学連携などで、“健康と教養のまち”

健康づくり（健康福祉部）

スポーツ振興（生涯学習部）

施設（道路・公園）所管課

楽しんで健康づくり

A　モデルウォーキングコースの設置

いつでも、どこでも、だれでも、地域でできるスポーツ

B　小学校区ウォーキングコースの設置

ニュースポーツ、パラスポーツ等による健康づくり

“だれでもスポーツ”

29

ニュースポーツ
- ペタンク
- ラージボール卓球
- グラウンド・ゴルフ

パラスポーツ
- ブラインドスポーツ
- デフスポーツ

（スペシャルオリンピックス）
- ユニファイドスポーツ®

オリンピック新種目（アーバンスポーツ）
- スケートボード
- スポーツクライミング
- フライングディスク

施設の特徴化・聖地化

30

◆既存施設の特徴化・聖地化

➢ 既存施設を、特定の競技に特徴化・聖地化する。

➢ 特徴化・聖地化する施設については、そのスポーツに必要な専用器具や備品を配備するとともに、大会開催時の事前予約を可能とするなどのインセンティブを与える。

31

◆廃校施設の活用

➢ 公共施設利活用推進検討委員会等の庁内審議において、市が保有する未利用資産はコスト等を踏まえ、利用に供することができる期間を限度に、最大限活用することとし、廃校となった体育館の利活用については、特定の競技に関して市民全体が専有的に利用できるものは、特徴化・聖地化が可能となるものとし、下表のとおり、施設を特徴化・聖地化することとした。

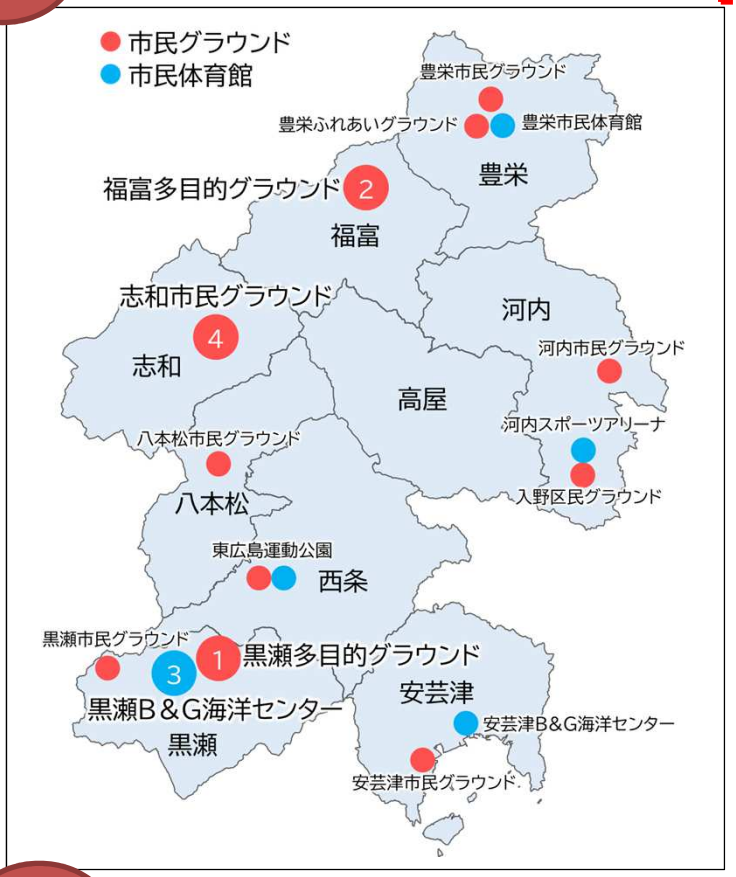

図　市民グラウンド、市民体育館配置図

32

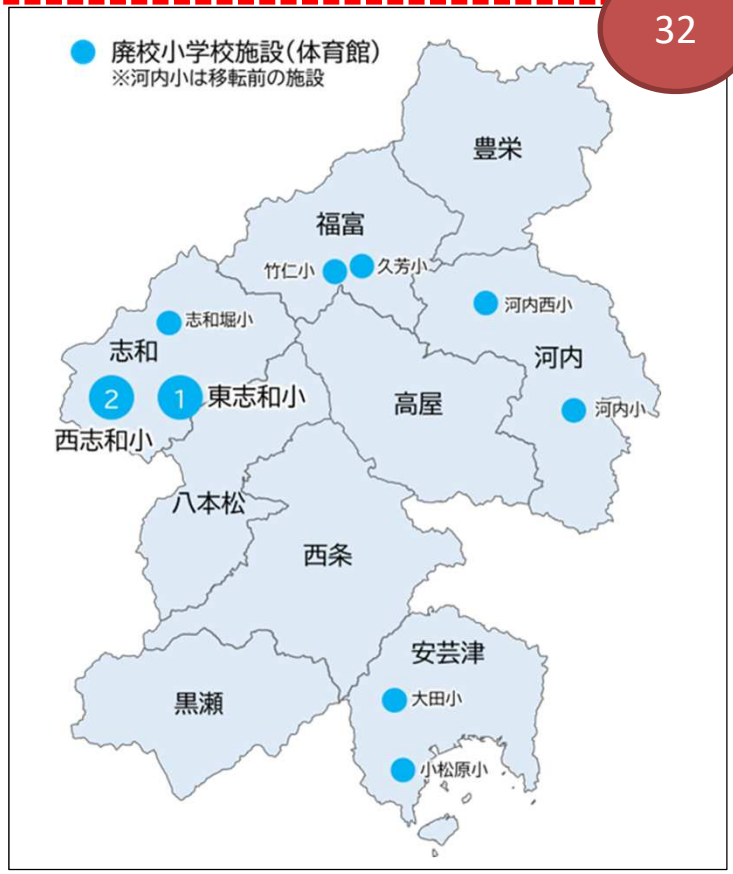

図　廃校小学校配置図

33

第１段階の検討結果

対象施設	施設概要	特定スポーツ等
①黒瀬多目的グラウンド	➢多目的グラウンド • サッカー（2面） • ソフトボール（2面） • グラウンドゴルフ（3面）	サッカー
②福富多目的グラウンド	➢A球場、B球場 • 軟式野球（1面） • ソフトボール（5面） • サッカー（2面） • 少年サッカー（3面）	ソフトボール
③黒瀬B&G海洋センター	➢体育館 • バレーボール（2面） • バスケットボール（1面） • バドミントン（3面） • フットサル（1面） ➢黒瀬屋内プール（併設） （25m温水プール、幼児用プール、トレーニングルーム）	体力・運動能力測定
④志和市民グラウンド	➢野球場（1面） ➢サブグラウンド（1面）	野球

34

※全国大会への出場が多く、専用施設の少ない「柔道」「剣道」「レスリング」などは、特徴化・聖地化により、基本畳を敷き、他のスポーツ時に畳を片付けるなどの利用も検討していく。

対象施設	特定スポーツ	特徴化・聖地化の理由
①旧東志和小学校体育館	ペタンク	• 東志和小学校閉校に伴い、地域交流や活性化を目的としてペタンク大会を実施している。 • 自治協では、志和地域全体で、市内におけるペタンクのトッププランナーを目指している。
②旧西志和小学校体育館	卓球	• 卓球が盛んな八本松地区に近い。 • 志和インターチェンジが近くにあり、交通の利便性が良く、大会誘致につながる。

35

※今後、他の廃校施設・既存施設についても、特徴化・聖地化の検討を行う。

36

「事業団強化の概要」

生涯学習の長期的・継続的振興のための体制強化方針

「学び・文化活動」「スポーツ活動」「造形芸術」「歴史・文化財」の各部門ごとの経営・マネジメント体制を強化するため、部門ごとに専門職員を配置し、各事業の実施や市民による活動の支援を行う。部門ごとの具体的な専門職員配置の考え方は下表のとおり。

また、生涯学習活動の振興は、これまで本市が企画・実行し、一部を東広島市教育文化振興事業団が指定管理や委託業務として実施しているが、今後は、本市の企画・戦略に基づき、同事業団が「学びの専門機関・実施機関」として、各施設の管理運営から生涯学習活動の振興までを総括的に実行することを目指す。

37

部門	学びのキャンパスの推進方針	事業団の体制強化方針
(1) 学び・文化活動	生涯学習センターの自主事業を強化する。 専門職員を事業団に配置し、伴走型で地域の学びを支援する。	部門ごとの経営・マネジメント体制を強化する	• 現在の生涯学習推進員は施設管理と学びの支援を兼務しているため、指定管理化により、施設管理職員及び学びの支援専門員を専任で配置する。
(2) スポーツ活動	スポーツ施設を特徴化・聖地化する。 地域の健康づくりに戦略を立てる専門職員を事業団に配置する。	• 事業団にスポーツ専門職員を継続性を持って雇用し、専門職員が地域スポーツ普及促進に向けた戦略を立てる。 • スポーツ推進委員等がその戦略に基づき、地域のスポーツリーダーを育成する。
(3) 造形芸術	学芸員が、レベルが高い展覧会を企画し、事業団が市民の育成創造にも取り組む。	• 現在の市の任期付き学芸員を事業団のプロパー職員とする。 • 寄贈・購入にも対応するため増員し、長期的継続的に取り組む。
(4) 歴史・文化財	新文化財センターの整備などにより、市史・郷土資料の公開を強化。	• 文化財の保存管理や発掘に習熟した学術専門職員の採用を事業団で実施する。 • 公開施設の紹介・相談に対応する。

スケジュール

学びを支える体制の強化に向けたスケジュールは、以下の通り想定する。

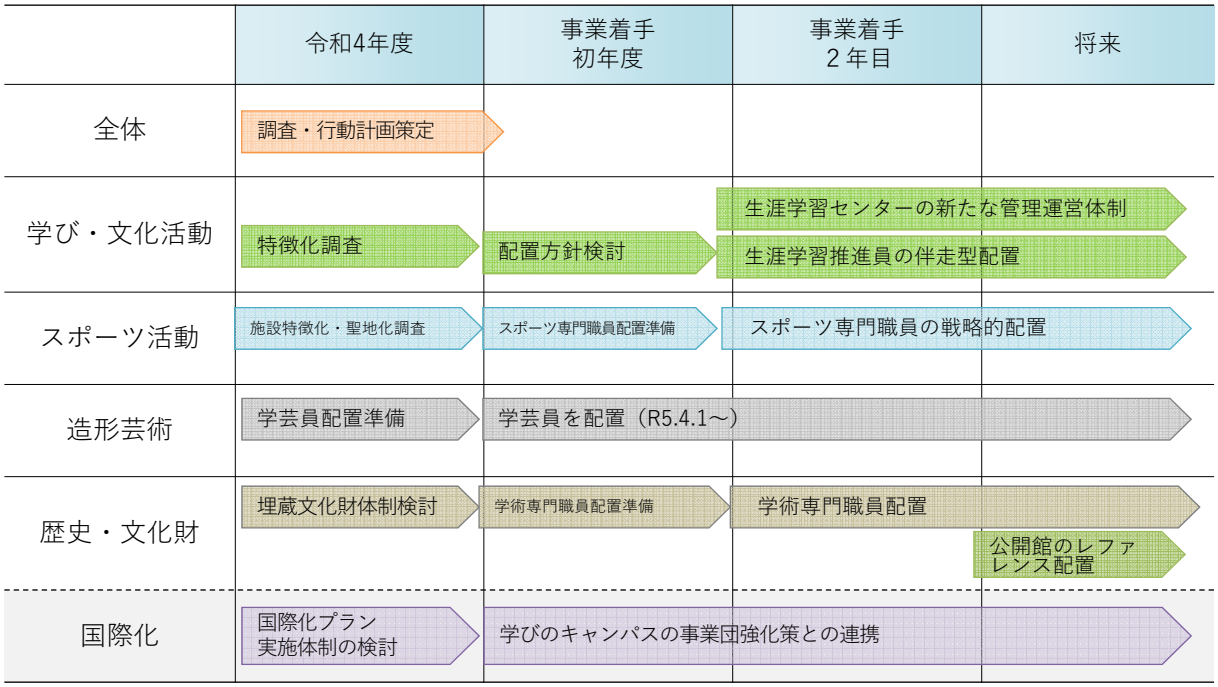

参考資料

- 東広島市教育文化振興事業団の強化策について

  (パブコメ後本編追記部分)

※　以下は、概要版には含めませんが、パブコメ後に追記したため、教育委員会議説明用に、添付したものです。

各部門における専門職員配置の考え方

◎学び・文化活動

生涯学習推進員

38

1　これからの生涯学習推進の体制

①　学習圏を**３次学習圏**（本庁→旧９町→小学校区の自治協の３段階）構想から、旧９町単位の集約をなくす。ただし、学びの支援機能の場としては、本庁との距離が比較的遠い、黒瀬・福富・豊栄・河内・安芸津地区は、生涯学習センターや生涯学習支援センター（必要に応じて名称変更）を、学びの相談活動の基軸とする考え方は継続する。

②　多様な活動に即応するため、２次学習圏に固定配置していた**推進員を一か所に集約**し、必要に応じて集中的に伴走型で支援する。この集中と分散を有効に活用し、地域の学びを推進する。

【現状】

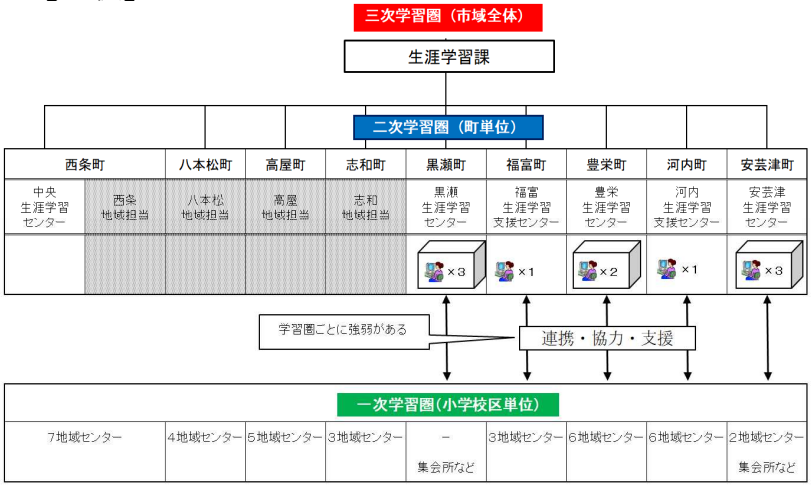

【見直し案】

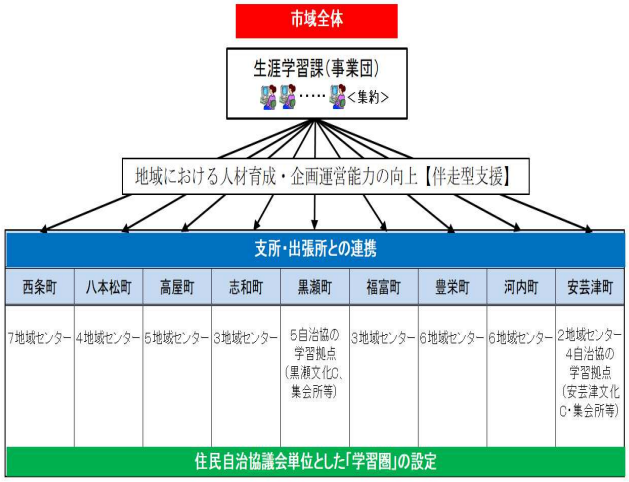

39

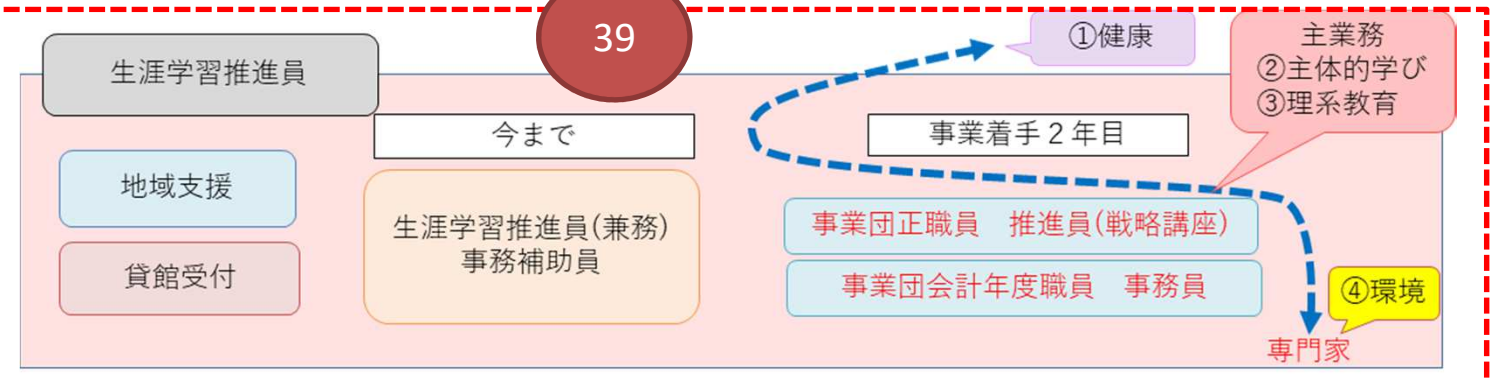

2　スケジュール

40

令和4年度	事業着手 初年度	事業着手 2年目	事業着手 3年目以降
・まなきゃん方針策定 ・東広島市教育文化振興事業団の職員採用計画を立案・調整。	・東広島市教育文化振興事業団での生涯学習推進員の採用試験 ・東広島市教育文化振興事業団での生涯学習センター管理人の採用試験 ・東広島市教育文化振興事業団での生涯学習センター指定管理の準備	・4月から東広島市教育文化振興事業団で生涯学習推進員等を採用。 ・東広島市教育文化振興事業団での生涯学習センター指定管理	・2～3年後、現職員の体制(年齢構成)や、業務量を踏まえ、継続的に正職員を採用する。

※現時点では、事業着手を令和５年度からを目指し、準備を進めている。

◎スポーツ活動

・スポーツ専門職員

1　現在の体制

41

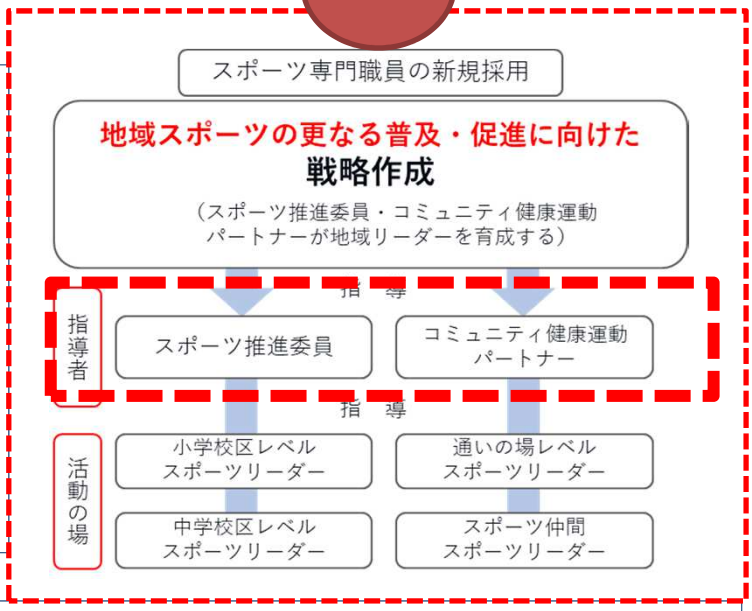

東広島市スポーツ推進委員

○　東広島市(スポーツ振興課)が委嘱するスポーツ推進委員は、市民のスポーツの推進に関し、小学校区単位の地域において、次のスポーツ振興への取組を行う。

(1) スポーツの推進及び実技について指導及び助言
(2) スポーツ組織の育成指導
(3) スポーツ団体又は教育機関等の行うスポーツに関する行事又は事業の実施に協力
(4) スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整

東広島市コミュニティ健康運動パートナー

○　東広島市生涯学習部(スポーツ振興課)が、健康福祉部と連携し、健康づくりの観点から、「生きがい健康体育大学」を運営し、通いの場のリーダーとして、次の健康づくりに取り組む。

(1) 地域における健康体操やウォーキングなどの普及の働きかけ
(2) 市や地域で行われる健康づくりやスポーツに関するイベント等の参加の働きかけ
(3) 通いの場設立の働きかけや運営の支援
(4) 地域における健康づくり活動等の実施に向けた連携や支援

これまでの東広島市と東広島市教育文化振興事業団

○　東広島市(スポーツ振興課)は、スポーツの振興及びスポーツを通して行う健康づくりに関し、東広島市教育文化振興事業団に業務を委託する。東広島市教育文化振興事業団は市内スポーツ施設の指定管理を行う(これまでは、公募による選考結果)とともに、スポーツに関して専門性の高い職員により、市の行事の運営を積極的にフォローしている。

2　今後の体制

42

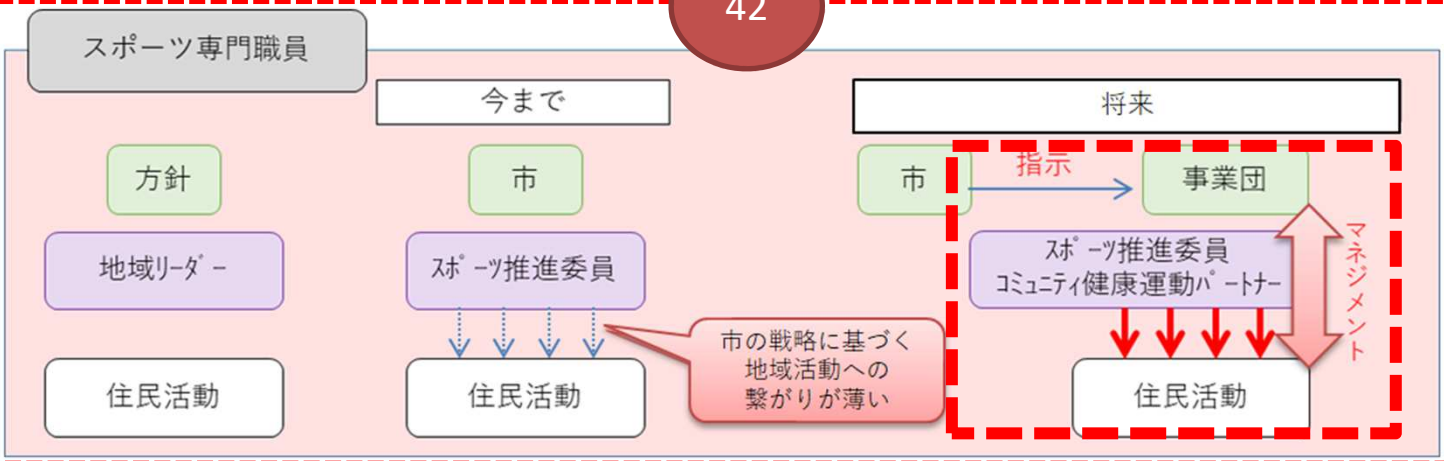

東広島市教育文化振興事業団を中核とした体制整備

○　事業団は、「東広島市における教育、文化、芸術の振興、及びスポーツ振興に関する事業を行い、もって心豊かで潤いと活力に満ちた市民生活の向上に寄与することを目的」として設置された公益財団法人であり、積極的に市のスポーツ振興を推進する責務のある団体であり、今後は、事業団を市のスポーツ振興の政策企画・実施機関と位置付け、スポーツ振興に携わる専門職員を正職員として継続的に雇用し、スポーツ有資格者の協力を得ながら、コミュニティ健康運動パートナー等のスキル向上も進めることとし、スポーツ振興について市との協働関係を構築する。

43

3　スケジュール

令和4年度	事業着手 初年度	事業着手 2年目	事業着手 3年目以降
・まなきゃん方針策定 ・東広島市教育文化振興事業団の職員採用計画を立案・調整。	・東広島市教育文化振興事業団でのスポーツ専門職員の採用試験	・4月から東広島市教育文化振興事業団にスポーツ専門職員を採用。	・2～3年後、現職員の体制(年齢構成)や、業務量(地域のスポーツ振興)を踏まえ、継続的に正職員を採用する。

※現時点では、事業着手を令和５年度からを目指し、準備を進めている。

4　体制強化方針

○市(スポーツ振興課)の戦略

スポーツ推進計画は、平成29年度から令和8年度の概ね10年間を計画の期間とし、前期と後期で国や県における施策や社会情勢の変化を勘案し計画を見直すこととしている。

計画に基づき、計画立案からの前半は、当計画の基本的な方向性である、「いつでも、どこでも、だれでも、地域でスポーツ」の実現のため、施設の整備運営、スポーツ行事の開催、指導者の育成により、高齢者や幼児期のスポーツに重点を置きつつ、地域でのスポーツの取組を推進してきた。

これらの運営の取組を継続しつつ、議会からの提案や市民アンケートに基づき、今後(後期計画)は次の2つの取組を、実現に向けた柱とする。

(1)スポーツの魅力づくり

(2)地域単位のスポーツの普及促進

(施設の特徴化・聖地化に基づく、地域の求めるスポーツ)

44

↓

(1)スポーツの魅力づくり

トップス広島をはじめとするトップアスリートのスポーツ活動や、東広島市を地盤として全国レベルで活動しているスポーツ選手を招聘し、市民参加型の魅力あるスポーツの提供活動を行う。

室内ペタンクやラージボール卓球などのニュースポーツはもとより、ボッチャやブラインドスポーツなどのパラスポーツ、スケートボードやボルダリング（スポーツクライミング）などのアーバンスポーツ、そして、スポーツスタッキングやスポーツ吹き矢などの体格や年齢の異なる人たちでともに競えるスポーツなど、多様化するニーズの中で、それぞれの人々が自分の参加したくなるスポーツに触れる機会を創出し、スポーツの魅力を高める。

45

(2)地域単位のスポーツの普及促進

スポーツ推進委員やコミュニティ健康運動パートナー等により、地域におけるスポーツ普及活動に積極的に取り組み、市民がスポーツに参加する機会を高め、スポーツによる健康づくりの取組が日常化するようにしていく。

その際、全市一律ではなくても、地域ごとに、施設の特徴化・聖地化、また地域の伝統や好みに応じて、地域別にスポーツ振興を図る。

※　こうした取組の戦略を市(スポーツ振興課)が立案し、戦略に基づき、具体的実施方針や企画運営に携わる専門職員を、市教育文化振興事業団に継続的に採用し、公益財団法人としての体制を強化する。

46

◎造形芸術

・美術館学芸員

1　現在の運営体制と今後の運営体制

47

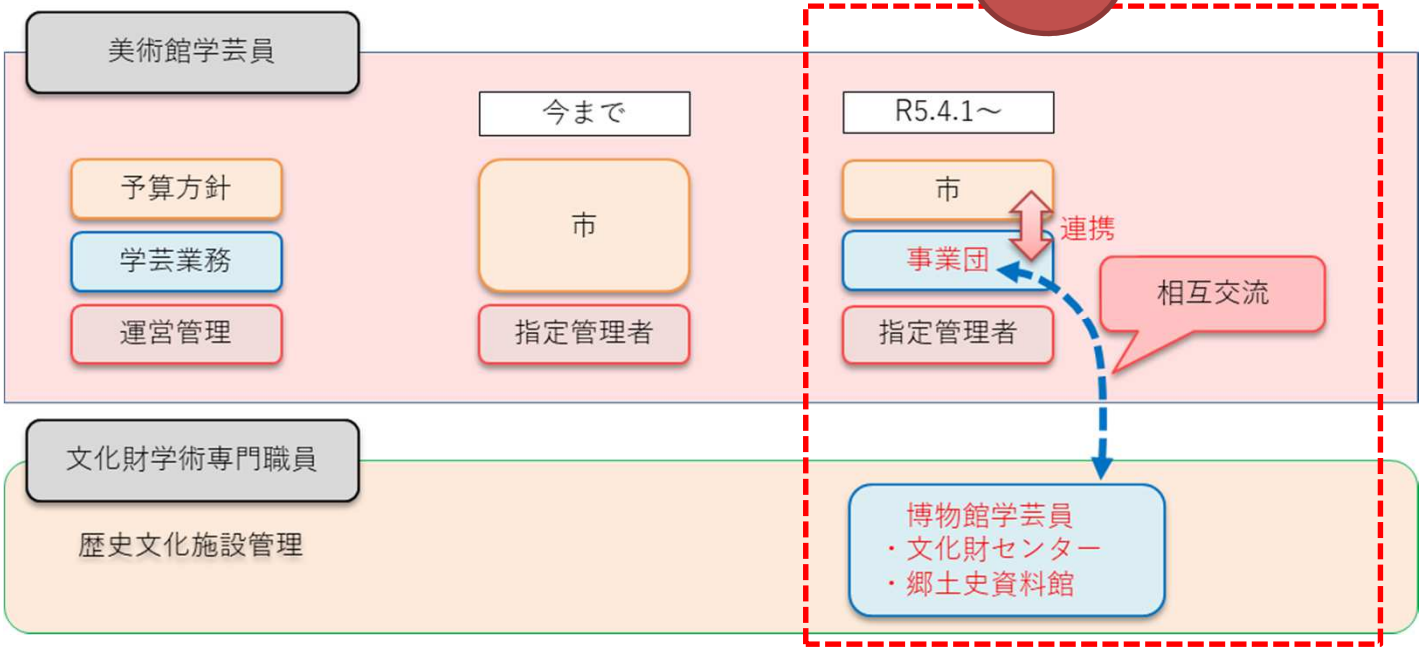

○　東広島市では、昭和54年6月に、八本松に美術館を開館(寄附)し、運営してきた。
運営に際しては、学芸員の資格を有する正職員(一般事務職採用のため、定期的に人事異動対象となる職員であり、美術館業務に専従するものではない)と、非常勤の学芸員(美術館専従職員)を配置してきた。

○　中心市街地への美術館移転(令和2年11月開館)に際し、正職員の学芸員職を設置し、2名の学芸員を平成30年に採用(任期付き職員)した。
　移転開館に際し、美術館の運営は、予算学芸業務を市で、運営管理業務を指定管理者で行う方針とした。

48

○　移転開館から2年経過した令和4年度に、これまでの運営の課題(展覧会運営と収蔵品確保のための学芸員の充実強化と継続的雇用)を踏まえ、学芸員の任期が満了する令和5年3月31日以降の体制として、学芸員を3名(館長を除く、1名増)とし、一定の評価を受けた職員については正職員として採用することで、館の運営を継続的・長期的に安定して行う体制を整えることとした。

○　その際、特定の現場に専従して採用する職員は、学芸業務に関しては、「東広島市における教育、文化、芸術の振興及びスポーツ振興に関する事業を行い、もって心豊かで潤いと活力に満ちた市民生活の向上に寄与することを目的」として設置された公益財団法人東広島市教育文化振興事業団の採用が最適であることから、館長、学芸員3名、事務職員1名を東広島市教育文化振興事業団で採用することとした。

○　なお、美術館学芸員は、将来的には、文化行政で整備運営する歴史文化施設の学芸業務と人事交流することも視野に入れて計画するものである。

2　現在の採用状況と今後の採用方針

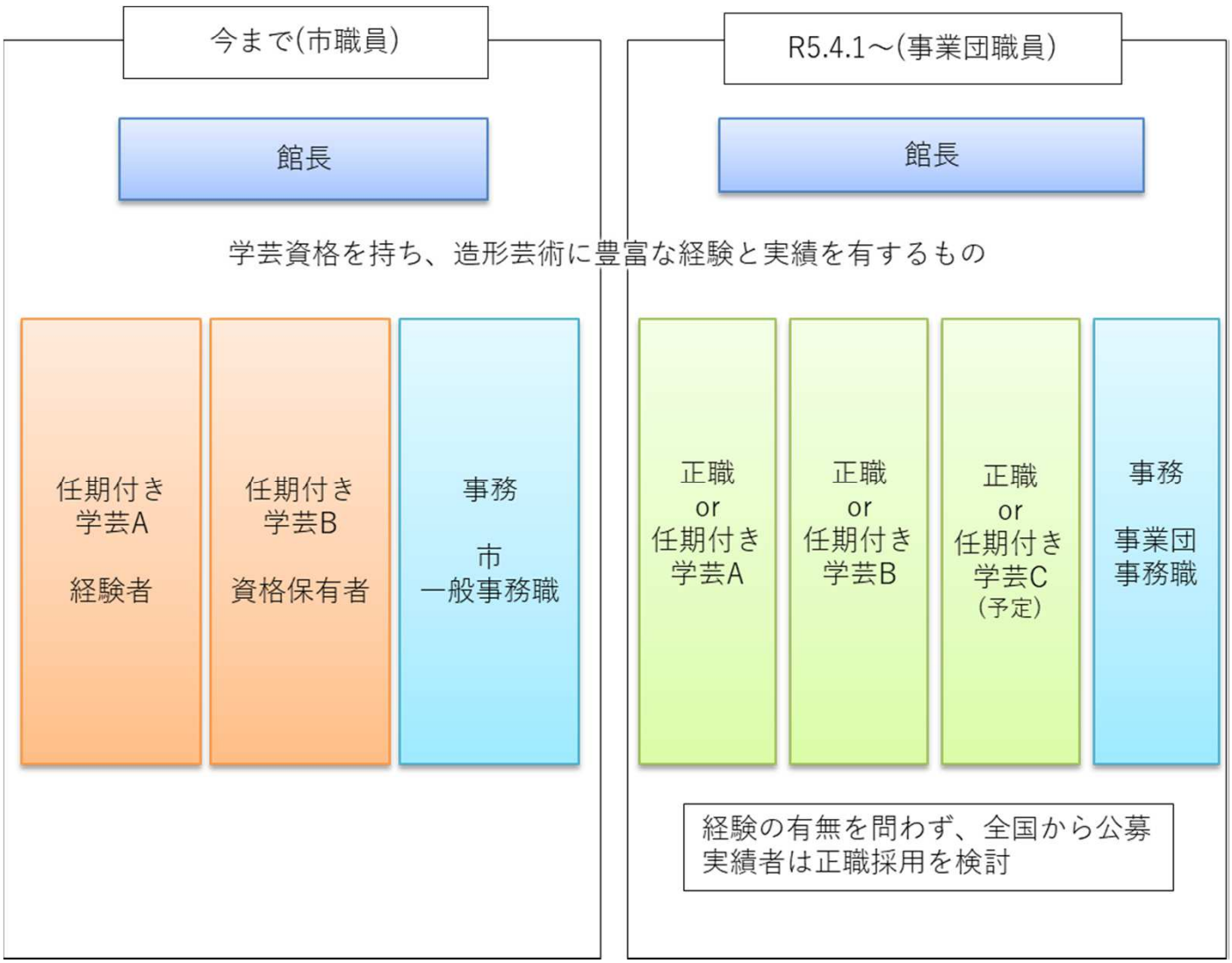

3　スケジュール

49

令和４年度	事業着手 初年度	事業着手 ２年目	事業着手 ３年目以降
・まなきゃん方針策定 ・東広島市教育文化振興事業団の職員採用計画を立案・調整。 ・東広島市教育文化振興事業団での美術館学芸員等の採用試験	・令和5年4月から東広島市教育文化振興事業団に館長、美術館学芸職員と事務職員を採用、令和6年度当初までに学芸員3名+館長の学芸業務体制を整える。 ・事務職員は当面美術館勤務とするが、事業団の政策企画を担任する職員として育成する。		・文化財センターの開館後、又は郷土史資料館整備後、学芸業務の人事交流を検討する。

50

◎歴史・文化財
・文化財学術専門職員

1　現在の体制

50

現在の実務経験者
（R4.4.1現在）

		正職員（一般事務）	シニアスタッフ	会計年度任用職員
年齢階層	60歳代		2	
	50歳代	6		
	40歳代以下	3		2

2　現況と課題

○　埋蔵文化財の発掘や、文化財の指定登録など、文化財行政には、専門的な知識を有し、かつ実務経験のある職員が必須である。
　本市でも、賀茂学園都市構想により都市開発が多く行われることとなった昭和50年代以降、文化財の専門知識を有し発掘現場や文化財悉皆調査などに経験のある職員を採用してきた。
　こうした職員の多くが50歳代以上となり退職も進む中、全国的にも同様な事例が生じ、数少ない文化財専門知識を有する職員の採用が、全国で一斉に行われている。
　本市では、従前から一般事務職員の採用者のうち、文化財の知識のある職員が異動等で文化課に配置された実態はあるが、こうした職員は一定期間配置後に異動することが通例である。そのため職員が、専門的な知識を習得し経験を積むことや、専門知識と経験のある職員を安定して文化課に確保することは非常に難しい状況にある。

○　しかし、市内の開発意欲は高く、また近年の災害対応等での復旧工事に際し、埋蔵文化財の保存と開発との調整は不可欠である。また、伝統的建造物群保存地区や重要文化財の指定、登録文化財の登録などを行うに際し、専門的知識と経験を有した職員が、継続的に配置され、文化財行政を担う必要がある。
　そのため、「東広島市における教育、文化、芸術の振興及びスポーツ振興に関する事業を行い、もって心豊かで潤いと活力に満ちた市民生活の向上に寄与することを目的」として設置された公益財団法人東広島市教育文化振興事業団に、今後は当該知識と経験を有する職員を継続的・定期的に採用し、安定化を図る。

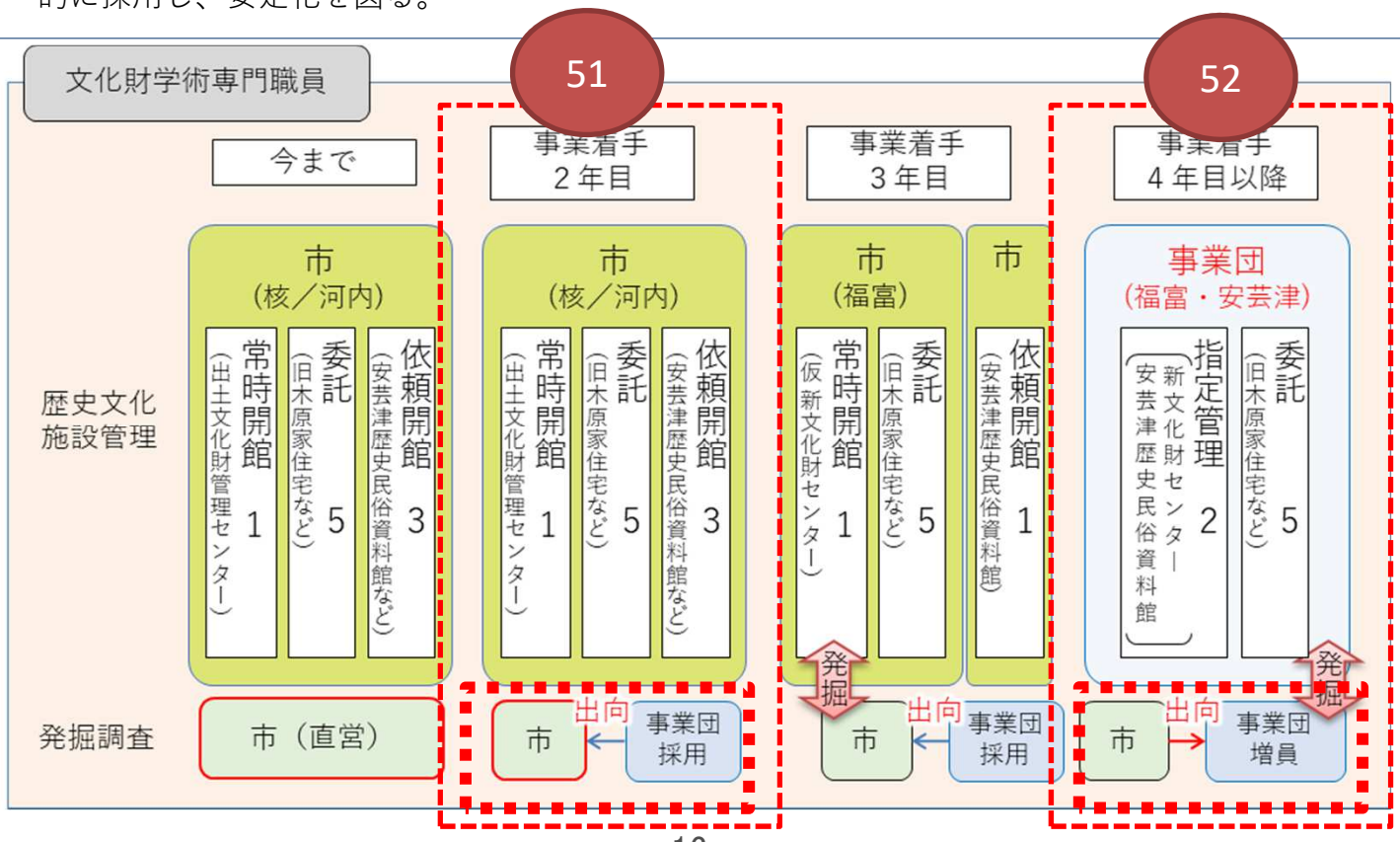

3　スケジュール

令和4年度	事業着手 初年度	事業着手 2年目	事業着手 3年目以降
・まなきゃん方針策定 ・東広島市教育文化振興事業団の職員採用計画を立案・調整。	・東広島市教育文化振興事業団での文化財学術知識(及び経験)を有する職員の採用試験	・4月から東広島市教育文化振興事業団に文化財学術知識(及び経験)を有する職員を採用。	・2～3年後、現職員の体制(年齢構成)や、業務量(施設整備状況)を踏まえ、継続的に正職員を採用する。

53

4　文化財の専門知識と経験を有する職員の業務

・出土文化財管理センターで行っている埋蔵文化財の届出、発掘の要否判定（最終判断は、県からの事務移譲により市専門職員に限られる）、発掘作業の監理、学術書の寄稿を担任。

・令和7年度に開館予定の新文化財センター（出土文化財管理センターと歴史民俗資料館・収蔵庫を集約）の展示公開施設の学芸業務を担任。

・将来的に整備予定の郷土史資料館の展示公開に関する学芸業務、調査研究業務

・市史編さん業務並びに市史資料の展示公開業務

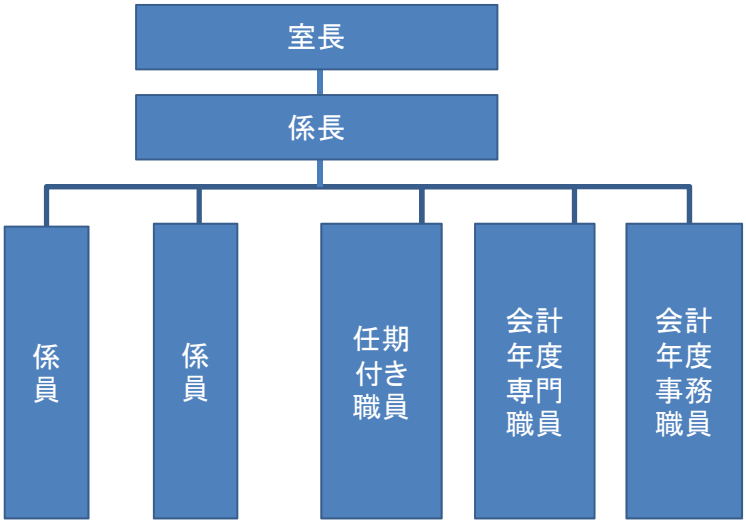

市史編さん室　R5.4.1体制予定

5　文化財の指定登録件数、埋蔵文化財協議等件数

54

東広島市内の指定・登録文化財数

認定区分	指定	登録	合計
国	7	110	117
県	24	0	24
市	76	0	76
小計	107	110	217

埋蔵文化財協議等件数

年度	事前協議	試掘等調査	工事届処理	受託発掘調査
H30	742件	66件	109件	28件（2,756㎡）
R1	696件	64件	77件	8件（2,520㎡）
R2	879件	44件	121件	21件（489㎡）
R3	1,141件	30件	130件	11件（1,620㎡）
R4	約1,600件	約60件	約50件	約10件（約500㎡）

・令和4年12月現在の指定等文化財217件に対し、把握している未指定文化財の件数は約3,000件。
・開発や整備、災害復旧のみならず、上下水道・ガスの敷設や電柱の穴堀りなど、土地の形質を変更する行為に事前確認を行う。